

3. 在宅支援事業

有田川町

長寿支援課（金屋庁舎）
住民福祉室（清水行政局）

☎52-2111（代）

事業名	対象者	内容	相 談
日常生活用具の給付等	おおむね65歳以上の市町村民税非課税世帯であって、ひとり暮らし高齢者等	火災報知器・自動消火器・電磁調理器の給付を行います ※上限あり	
緊急通報装置の貸与（あんしん電話）	満70歳以上のひとり暮らしの虚弱な高齢者（介護保険を申請し認定を受けた高齢者） ひとり暮らしの重度身体障害者等 町長が特に必要と認める方	急病や災害時など、もしものときに、迅速で適切な対応を行うため緊急通報装置を貸与します ※設置費用の負担必要	
高齢者住宅改造補助事業	要支援および要介護認定を受けた高齢者で前年度所得税非課税世帯（資産要件あり）	住宅の改修に必要な費用を補助 ※上限あり	
高齢者福祉通院外出支援事業	おおむね65歳以上の高齢者であって介護保険法に規定する要介護と認定された者で、車椅子等を使用しなければ移動が困難な者、またはこれと同等と認められる者	ストレッチャー装着ワゴン車・車椅子搭載車両を使用し、利用者の自宅またはその付近から医療機関への送迎を行う ※利用料必要	
紙おむつ支給事業	要介護状態で常時失禁状態の高齢者を介護している家族 前年所得税非課税世帯	紙おむつを、年間55,000円を限度として支給	
家族介護慰労事業	要介護4・5で市町村民税非課税世帯の在宅の高齢者で、過去1年間介護保険のサービスを受けなかった者を現に介護している家族	100,000円の慰労金を支給します	
介護手当支給事業	65歳以上の者で要介護3・4・5の認定を受けた者を介護している家族	月額 2,000円支給	